

後期高齢者医療制度

保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は2年ごとに保険料率を見直します。
 保険料は、ご本人や世帯主の所得に応じて一人ひとり異なります。

詳細は6月に発送する納入通知書で確認してください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

新しい保険料率

- 均等割(被保険者すべてが等しく負担)**
 - H30・R1年度 1,843円増 R2・3年度 50,205円/年 → **52,048円/年**
- 所得割(被保険者の所得に応じて負担)**
 - H30・R1年度 0.39ポイント増 R2・3年度 10.59%/年 → **10.98%/年**
- 保険料限度額(保険料の上限額)**
 - H30・R1年度 2万円増 R2・3年度 62万円/年 → **64万円/年**

- 年間保険料の計算方法(※年度途中の加入は、加入月から月割りで計算します)**
 均等割(52,048円) + 所得割(R1年中の所得 - 33万円) × 10.98% = 1年間の保険料

均等割の軽減

均等割は、世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割の軽減措置が設けられています。このうち、7割軽減に該当する方には、平成20年から当面の暫定措置として、8割、8.5割軽減など特例的な軽減を実施してきましたが、若い世代との負担の公平を図るために本来の7割軽減に戻していきます。一方で、介護保険料の引き下げや年金生活者支援給付金の支給が実施されており、所得が少ない方への負担軽減を図っています。

所得が次の金額以下の世帯	令和2年度軽減割合	令和2年度均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減 (R1…8割軽減)	15,614円	約5,600円増
33万円	7.75割軽減 (R1…8.5割軽減)	11,710円	約4,200円増
33万円+ (28万5千円【※1】 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円	約1,000円増
33万円+ (52万円【※2】 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円	約1,500円増

・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。
 ・5割・2割軽減は、対象範囲を拡大します。(令和元年度…【※1】28万円【※2】51万円)

介護保険

所得段階が第1～3段階の方の 介護保険料を引き下げます

消費税率10%への引き上げを財源に、令和元年度から世帯全員が市民税非課税の方の保険料負担の軽減を強化しています。令和2年度も表のとおり第1～3段階の方の保険料を軽減します。詳細は6月に発送する納入通知書で確認してください。

保険料は4月1日時点の世帯の課税状況などにより決定しますので、軽減のための手続きは必要ありません。

所得段階	対象者(65歳以上の方) (いずれも本人、世帯全員が市民税非課税の方)	令和元年度		令和2年度		
		保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)	軽減額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	0.375	25,740円	0.3	20,600円	5,140円
第2段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.575	39,470円	0.5	34,320円	5,150円
第3段階	・本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える	0.725	49,770円	0.7	48,050円	1,720円

※第4～13段階の保険料は昨年度と同額です。

※保険料(年額)は基準額となる第5段階の保険料68,640円に、それぞれの所得段階の保険料率をかけて算定します。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403

令和2年8月1日診療分から対象者を拡大 子どもの医療費助成

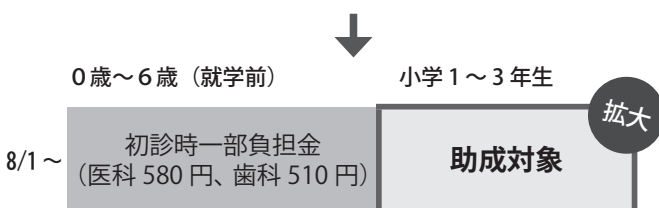
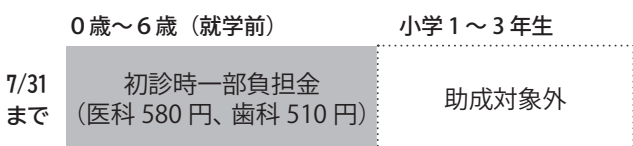
子育て世帯の医療費負担軽減のため、小学1～3年生の通院医療費と中学生の入院医療費・訪問看護療養費の助成を拡大します。これに伴い、乳幼児等医療費助成事業は、「子ども医療費助成事業」へ名称を変更します。[\[詳細\]](#) 医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403



助成拡大内容

【通院医療費】

これまで0歳～6歳（就学前）までが助成対象でしたが、8/1診療分から小学1～3年生まで拡大します。



拡大後の自己負担額はこうなります！

<小学1～3年生>

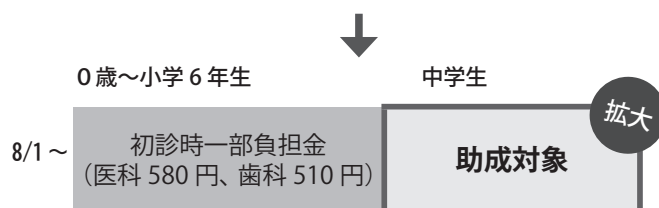
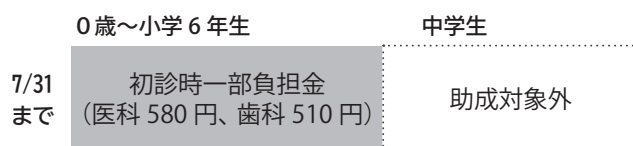
課税世帯：総医療費の1割負担

非課税世帯：初診時一部負担金（医科 580円、歯科 510円）のみ



【入院医療費及び訪問看護療養費】

これまで0歳～小学6年生までが助成対象でしたが、8/1診療分から中学生まで拡大します。



拡大後の自己負担額はこうなります！

<中学生>

課税世帯：総医療費の1割負担

非課税世帯：初診時一部負担金（医科 580円、歯科 510円、訪問看護療養費は1割負担）のみ



助成を受けるには

助成を受けるには「子ども医療費受給者証」が必要です。

小学1～3年生

●すでに「乳幼児等医療費受給者証」をお持ちの方

「子ども医療費受給者証」を7月中に郵送します。（世帯の所得課税状況などが確認できない場合は、別途更新手続きのご案内をします）

●現在「乳幼児等医療費受給者証」をお持ちでない方

対象者には5月中旬に申請書を郵送します。

小学4年生～中学3年生

8月以降に入院・訪問看護で受給者証が必要な場合は、申請してください。

【子ども医療費受給者証の申請】

7月末までに受給者証を受け取りたい場合は、下記の期間内に申請をしてください。（下記期間後も随時受け付けします）

申請期間：5月15日(金)～6月15日(月)

申請方法：医療助成課（本庁舎1階7番窓口）、大麻出張所または郵送

必要なもの：①子ども医療費受給資格者認定申請書

②お子さんの健康保険証（郵送の場合はコピーを添付）

※令和2年1月2日以降に江別市外から転入された方は、医療助成課☎ 381-1403へお問い合わせください